

(意見書案第6号)

TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書

TPP交渉については、現在、大筋合意に向けて、閣僚会議や首席交渉官会合、日米二国間協議などが断続的に行われ、また、交渉内容に関しては、米の特別輸入枠設定や牛肉・豚肉の関税引き下げなどが報じられており、引き続き予断を許さない状況が続いている。

TPPは農業だけの問題ではなく、国民一人一人の暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではない。

このため、これまで多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、TPP交渉への参加に反対し、慎重な対応を強く求めてきた。

よって、政府においては、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 政府は平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する件について」を遵守するとともに、決議が遵守できない場合はTPP交渉から脱退すること。
- 2 EPA・FTA等の全ての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日

釧路市議会

内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

} 宛